

国民年金保険料の納付について

国民年金保険料は、口座振替を利用すると納め忘れがなく、また毎月納めに行く手間が省けて便利です。

□平成18年度分（平成18年4月から平成19年3月まで）の国民年金保険料は、月額13,860円（予定額）になります。さらに保険料が次のとおり割引になる方法もあり、納付書で納めるより割引額が多くなります。

①口座振替の前納制度

□平成18年度分の保険料を口座振替で納付すると、割引額が増えます。（保険料は、現在未確定のため予定額）

納付方法	納付月数	割引額
口座振替 (口座引き落とし納付)	12か月分(1年分)	3,490円
	6か月分(半年分)	940円
現金払い (納付書による納付)	12か月分(1年分)	2,950円
	6か月分(半年分)	680円

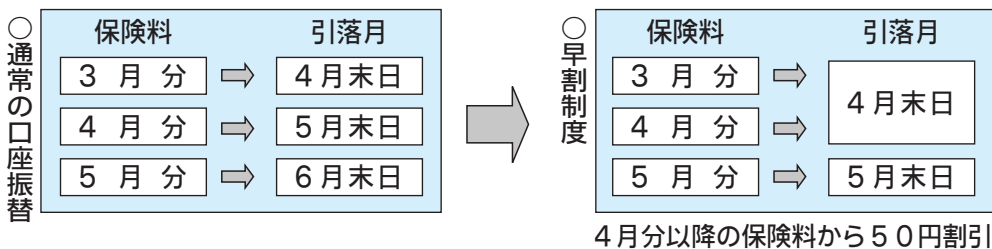
※詳しいことにつきましては、川内社会保険事務所に問い合わせください。

※すでに口座振替で1年分または6か月分まとめて納付している方は、届出の必要はありません。

②口座振替早割（当月保険料の当月末引落とし）制度

これまで翌月末に口座から引落としていた保険料を、当月末に引落とすことにより、1か月50円（予定額）が割引になります。※この早割制度は、申込みが必要です。

【早割のイメージ図】 平成18年3月中に申込みされた場合



※口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

◆問い合わせ先 ・町民課 町民係 ☎53-1111 内線2125
□ ・川内社会保険事務所 ☎22-5276

悪質商法（浄水器編）

～今度はあなたが“かも”になるかも～

点検と称して近づき、健康上の不安をあおる



◆ポイント

- ・水道課や保健所から来ましたなどと言ってきた場合は名刺をもらい、「役所に電話をして確かめる」と言ってみましょう。
- ・試薬で水を変色させ、あたかも汚れているかのように不安をあおるが、色が変わるのは汚れと関係ないことが多いです。
- ・高額な浄水器をすぐに取り付け、断りにくくすることがあります。

見知らぬ人の親しげな接近に要注意！

相手の身なりや態度に惑わされてはいけません。いろいろな口実で点検や実験をして見せ、不安をあおり高額な商品を買わせるのが点検商法の手口です。

「おかしいな」「困ったな」と思ったらすぐ相談を！

一人で悩まず、家族や友人、役場の相談窓口、消費生活センターなど信頼できるところに相談しましょう。クーリングオフ期間を過ぎていてもあきらめずに相談することが大切です。

☆相談・問い合わせ先 商工観光課商工振興係 ☎53-1111 内線2241
県消費生活センター相談室 ☎099-224-0999